

議会運営委員会

令和元年7月18日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 初常任委員会のあり方について
- (2) 特定所管事務調査及び事務事業評価について
- (3) 西脇市議会陳情書取扱規程（案）について
※議会基本条例第7条の解釈を踏まえて
- (4) その他

3 その他

(請願及び陳情)

第7条 議会は、市民からの請願を政策提言と位置付け、その審議において、請願者の要請があったときは、意見を聴く機会を設けなければならない。

2 議会は、市民からの陳情を政策提言と位置付け、その調査において必要があると認めるときは、陳情者から意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

- 1 本条では、請願(注2)及び陳情(注3)を市民からの政策提言と位置付け、委員会審査において、提出者の要請に応じて意見を聴く機会を設けることにより、市民が議会に参画できることを定めています。
- 2 第1項では請願が憲法で国民に保障された権利であることから、請願者の要請があれば意見を聴く機会を設けることを義務化しています。
- 3 陳情については、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けることを定めています。

(注2) 「請願」

国民をはじめ、広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう希望し、申し出ることです。

【根拠法】

● 憲法第16条

「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

● 請願法第2条

「請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。」

● 地方自治法第124条

「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」

(本市では請願の紹介は2名の議員で行うこととしています。)

(注3) 「陳情」

国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係にある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為です。請願と異なり、法律上保障されているものではありません。